

新旧対照表

○千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則

改正後	改正前																												
千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則 昭和五十七年三月二十六日 規則第十二号	千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則 昭和五十七年三月二十六日 規則第十二号																												
別表（第二条）	別表（第二条）																												
<table><tr><th>訓練科</th><th>訓練期間</th><th>訓練生定員</th></tr><tr><td>情報技術科</td><td>一年</td><td>二十人</td></tr><tr><td>情報事務科</td><td>一年</td><td><u>二十人</u></td></tr><tr><td rowspan="2">基礎実務科</td><td>一年</td><td><u>三十人</u></td></tr><tr><td>六箇月</td><td>五人</td></tr></table>	訓練科	訓練期間	訓練生定員	情報技術科	一年	二十人	情報事務科	一年	<u>二十人</u>	基礎実務科	一年	<u>三十人</u>	六箇月	五人	<table><tr><th>訓練科</th><th>訓練期間</th><th>訓練生定員</th></tr><tr><td>情報技術科</td><td>一年</td><td>二十人</td></tr><tr><td>情報事務科</td><td>一年</td><td><u>三十人</u></td></tr><tr><td rowspan="2">基礎実務科</td><td>一年</td><td><u>二十人</u></td></tr><tr><td>六箇月</td><td>五人</td></tr></table>	訓練科	訓練期間	訓練生定員	情報技術科	一年	二十人	情報事務科	一年	<u>三十人</u>	基礎実務科	一年	<u>二十人</u>	六箇月	五人
訓練科	訓練期間	訓練生定員																											
情報技術科	一年	二十人																											
情報事務科	一年	<u>二十人</u>																											
基礎実務科	一年	<u>三十人</u>																											
	六箇月	五人																											
訓練科	訓練期間	訓練生定員																											
情報技術科	一年	二十人																											
情報事務科	一年	<u>三十人</u>																											
基礎実務科	一年	<u>二十人</u>																											
	六箇月	五人																											
備考 この表に定めるほか、訓練の実施に必要な事項については、毎年度知事が千葉県職業能力開発実施計画で定める。	備考 この表に定めるほか、訓練の実施に必要な事項については、毎年度知事が千葉県職業能力開発実施計画で定める。																												